

新市街地住宅用地の移転対象者の拡大について

〈市長コメント〉

被災市街地復興土地区画整理事業において整備している新蛇田地区、新渡波地区、新渡波西地区、あけぼの北地区、新蛇田南地区の新市街地5地区の住宅用地について、移転対象者を拡大し、提供することとしましたので、お知らせいたします。

これまで、新市街地5地区に整備している住宅用地については、災害危険区域内の方に提供し、各地区において住宅の再建が進んでいるところであります。

その一方で、災害危険区域外で実施される街路事業等により移転を余儀なくされる方からも新市街地への移転を望む声が上がっております。

防災集団移転団地の宅地を災害危険区域外の方へ分譲することについては、既に他の市町でも実施しておりますが、本市としましては、復興関連事業の加速化や被災者の自立を促進する観点から、さらに一步踏み込んで国、県と協議を重ね、今般、協議が整いましたことから、今後は、復興関連事業の用地提供者や災害危険区域外の被災者の方などへ、対象者を段階的に拡大して宅地提供することといたしました。

このことにより、復興関連事業を円滑に推進するとともに、まだ生活再建方法が決まっていない被災者の方などの自立の促進が図られるものと期待をしております。

具体的な時期としましては、1月には復興関連事業の用地協力者を対象に住宅用地の募集を行い、3月には決定してまいりたいと考えております。